

論説

明末地方軍費管理の一考察

——奢安の乱における黔餉を中心として——

時 堅

はじめに

明朝の滅亡を招いた無視できない要因に明末⁽¹⁾財政の崩壊がある。中でも、万曆（一五七三～一六二〇）末年以降、膨大な軍事費を確保するために行われた「三餉加派」、即ち租税の正額に加えて徴収された遼餉・剿餉・練餉が明末財政を崩壊に導いた元凶であったと夙に指摘されている。⁽²⁾とりわけ遼餉供給は、明朝の対後金戦における遼東情勢と深く関わっていたため、徴収の期間・規模が最大であった。もし遼餉に不足が生じたとすれば、明朝の財政全体にも多大な影響をもたらしたはずである。実は、この遼餉の一部は西南地域における反乱を鎮圧するための軍事費として、約十年間の長きにわたって流用されていた。それゆえ、この流用され続けた軍事費は、遼餉の収支に看過

できない影響を与えたと考えられる。それこそが、本論考のテーマ「黔餉」、即ち明末に四川・貴州地方で起きた土司の反乱、奢安の乱を平定するための貴州兵餉である。

しかしながら、従来の奢安の乱の研究では、その発生から収束に至る過程、及び反乱の背景のみが考察の対象とされており、反乱鎮圧に用いられた兵餉については深く踏み込んだ検討は為されていない。一方遼餉の研究では、黔餉が考察の俎上に上がることはなく、戸部が中央にあつて把握していた遼餉の収支状況のみが注目された。とは言え、黔餉は地方軍事費として遼餉と複雑な関係を有しており、遼餉の運用を総体的に把握するに当たっては、看過できない要素である。この黔餉の性格を解明することで、財政が機能不全におちいるなかで、明朝が軍事費の配分地域にどのように優先順位をつけていたのかを理解できる。それによつて明末財政構造の特徴をも窺えるだろう。したがつて、本稿では、ひとまず黔餉の徴収経緯・規模等を分析し、それが戸部によつてどのように管理されていたのかを考察することで、明末財政管理の実態を明らかにする手掛かりを得る。

一 明末の兵餉

明末には各地で軍事行動が頻発していたため、各種史料には多様な兵餉（軍事費）の記載を見出すことができる。そこで、行論に先立ち、本節では明末史料に見える兵餉の意味するところを確認していく。明末の兵餉は主に二つのカテゴリーに分けることができる。一つは内地の兵餉であり、もう一つは九辺地帯（北方辺鎮、即ち長城ライン）の兵餉である。

内地の兵餉については、史料において主に「地名の略称+餉」という形で表記されている。例えば、秦は陝西（陝西承宣布政使司）の別称であり、秦餉は陝西で支出、または徴収される兵餉を指す。そのほか、楚餉（湖広）・蜀餉（四川）・滇餉（雲南）などが存在していた。なおこのような形の兵餉には、さらに二つのケースがあった。一つはその地名の地域で戦っている兵士たちを養う軍事費を指すケースであり、もう一つはその地域から供給される軍事費を指すケースである。それに対して九辺地帯の兵餉は主に旧餉・新餉によつて構成されている。旧餉は主に京運年例銀・民運銀からなる。京運年例銀とは、主に戸部が管理する太倉庫から、辺鎮に分け与えられる軍事費であり、民運銀とは、華北各地から辺鎮へ直接輸送される軍事費である。^③一方、新餉は遼餉とも呼ばれ、前述したように本稿の研究対象たる黔餉と深く関わるため、段落を改めて詳しく解説していく。

遼餉は明清戦争で用いられた軍事費であり、天啓・崇禎年間における最大の支出と言える。したがって、遼餉に関する史料は、現存する明末財政史料の中でも群を抜いて多く、研究成果も相当の蓄積がある。^④遼餉には、土地税をはじめとして塩税・関税・雑項などの付加税までが含まれていた。これらは、史料上では一般的に①新餉加派・②新餉塩課・③新餉関税・④新餉雑項と表記されている。なお以下の行論では、依拠する史料に「新餉」と記されているも、便宜上「遼餉」と表記する。

このうち①遼餉加派とは、即ち土地に課された付加税であり、万曆四十六年（二六一八）に、全国で初めて徴収されたが、貴州は貧窮地域であったため、遼餉加派は行われていなかった。貴州省以外の全国では一畝ごとに銀〇〇三兩が徴収され、のちに一畝当たり銀〇〇九兩にまで拡大された。②遼餉塩課とは、天啓年間以降、元來制定され

た塩税、即ち兩淮・兩浙をはじめとする全国の塩運司で商人に塩引（塩販売の証明書）を支給する際に、徴収する税金に上乗せされた税額である。③遼餉関税とは、遼餉塩課と同様に、天啓年間以降に施行された。元來制定された関税、即ち北京から長江に至る運河の要衝に設置された関を通過する際に、徴収される税金に上乗せされた税額である。④遼餉雜項は、天啓元年（一六二二）十月、戸部尚書汪应蛟により提案され、同年十一月に施行された附加税である。それは主に「衛所屯田」、「優免丁糧」、「平糶倉穀」、「房産税契」、「典鋪酌分」、「督撫軍餉巡按公費」、「抽扣工食」、「馬夫祇候」の各項目から構成されていた。⁽⁵⁾

以上が明末兵餉の概要である。本稿で言及する黔餉とは、特に断らない限り奢安の乱を平定するため特設され、西南方面で支出された軍事費を指すものとする。次節では、黔餉徴収の背景として奢安の乱の発生とその平定に至る経過を概観していく。

二 奢安の乱と黔餉の設立

奢安の乱とは、明末天啓元年（一六二二）から崇禎三年（一六三〇）まで、奢崇明・安邦彦が四川の永寧・貴州の水西で反乱を起こし、四川・貴州・雲南にまで波及し、最終的には総督朱燉元により平定された土司反乱である。以下、先行研究を踏まえてその経過を紹介していく。⁽⁶⁾

清の太祖ヌルハチは中国東北部の建州女真を統一し、後金を建国した後、万曆四十六年（一六一八）明朝に宣戦布告する。そして翌年には、サルフの戦いで明朝の大軍を打ち破った。その時から、明朝は対後金戦において終始守

勢に立たされた。そこで、明朝は全国から兵力を徴発し遼東に派兵する。天啓元年（一六二二）四月、四川永寧宣撫使奢崇明は兵士を三万人率いて、遼東へ行くことを朝廷に要請した。そして部下の樊籠・樊虎は奢崇名の命令により、軍隊を率いて、九月に重慶に到着する。反乱の発端はそこで生じた。重慶で四川巡撫徐可求是兵餉を分配するに当たり、樊籠・樊虎に対し、軍隊の人数を確かめ、老弱な者をふるい落とすよう宣言した。二人はその要求を断つて反乱を起こし、徐可求を含めて多くの明朝官員を殺害し重慶を占領したのである。十月、奢崇明は遵義を陥落させて成都の攻略に向かった。それと同時に、奢氏と婚姻を結んでいた貴州水西の安邦彦も天啓二年（一六二二）二月、水西宣慰使安位を脅迫して明朝に反旗を翻し、さらに貴州省の首府の貴陽城を約十か月間にわたり包囲した。⁽⁸⁾かくして貴州も戦乱に巻き込まれた。その後、王三善・張我統・楊述中・蔡復一といった総督・巡撫のもとで、明軍は奢崇明・安邦彦の反乱軍と激しく戦った。

しかしながら、反乱が起きた地域は複数の行政区画にわたり、鎮圧に参与する総督・巡撫の間に上下関係がなく、指揮系統の不統一をもたらしたので、反乱鎮圧の戦況は常に膠着状態となっていた。例えば、天啓四年（一六二四）一月、貴州巡撫王三善は、貴州総督楊述中の支援を得られなかったため、敗死している。明朝はようやくこうした軍事的連携の問題を意識し、天啓五年（一六二五）四月、朱燮元を兵部尚書兼四川・湖広・雲南・貴州・広西総督とし、反乱鎮圧に向かわせた結果、この戦況はようやく好転した。⁽⁹⁾初めに天啓六年（一六二六）六月には、奢崇名の息子の奢寅を、ついで崇禎二年（一六二九）には、奢崇明・安邦彦を敗死させ、崇禎三年（一六三〇）、安位を降伏させた。こうして貴州の情勢は次第に安定を取り戻した。

奢安の乱の平定にあたっては、明朝は即刻軍隊の動員、兵餉の調達を図った。だが反乱発生前の貴州には、十分な兵餉の備蓄がなく、変事が出来した場合に備えて、兵員一万人の増員と二年分の食糧の確保が必要だと見積もられていた。⁽¹⁰⁾天啓二年（一六三二）正月、まず貴州に接する雲南・湖広から四五万両が送られたが、貴州巡撫李棲は、安邦彦が必ず奢崇明に呼応し反乱を起こすことを見抜き、反乱の平定には、数省の兵士を合わせ、百万両以上の軍費を集めることが必要であることを上奏しており、そこでは遼東情勢のみを重視して、西南情勢を軽視することのないよう主張していた。⁽¹¹⁾そして、李棲の予想どおり、同年二月に安邦彦は反乱を起こす。

四月になると、貴州巡撫王三善は、貴州情勢の急迫により、兵員・兵餉を集めるために、朝廷へ上奏し、湖広の五府に属する京運年例銀・遼餉二四万両を貴州へ送ることを求めた。それに対する戸部尚書汪応蛟の報告により、その二四万両の半分は貴州へ、半分は戸部へ送ることが決定された。⁽¹²⁾ここまでの経緯をみると、貴州の常備物資では早くから反乱鎮圧に当たる官軍に十分な軍需物資を提供できなくなっていたことが窺える。そして本来北方辺境へ送られるはずだった兵餉が流用された後、戸部はさらに皇帝の内帑（皇帝の私用金）の使用を申請した。⁽¹³⁾こうして十月に至ると、明朝は西南の兵餉として、内帑一〇万両を送り、遼餉九〇万両を流用してしまった。一方、十一月になると、王三善が合わせて三万七千人を動員した作戦を開始する。⁽¹⁴⁾このように反乱鎮圧戦が大規模化していくに従って、戸部は場当たりの兵餉の支出は根本的な解決をもたらさないことをようやく認識したのだろう。この頃、万曆二十七年（一五九九）に発生した播州の役、即ち楊応龍の反乱を平定した時と同様に、遼餉以外に特別に「黔餉」の項目を設け、内帑あるいは各官庁の予算から軍事費を捻出することを戸部は上奏している。十月十七日、

この上奏文に対して九卿衙門と科道官が会議を行い、報告するよう聖旨が下された。⁽¹⁵⁾ 戸部は約二か月後に会議の結果を上奏した。それに拠れば、戸部尚書汪应蛟は二〇〇万両の兵餉の確保を見込んでいたが、湖広・四川・雲南・広西における遼餉加派、及び流用できる他項目を集計した結果、西南の軍事費に割り振られる資金はわずか一三〇万両強に過ぎなかった。そこで南京戸部・兵部から二〇万両を、宮中から内帑五〇万両を捻出し不足分に充当することを申請した。熹宗は最終的には宮中の内帑について五〇万両から三〇万両に変更し、他の案は汪应蛟の要請どおり裁可した。⁽¹⁶⁾ 要するに、反乱初期には、明朝は積極的にその平定に必要な兵餉を調達したが、専ら反乱平定に用いる兵餉の名目は設けておらず、京運年例銀・遼餉・皇帝の内帑などを流用することで、急場をしのぐようとしていた。しかし、反乱発生からほぼ一年が経ち、鎮圧に必要な兵力、及び軍事費が増加していくにつれて、明朝は貴州情勢の深刻さを認識し、奢安の乱を平定するための専門兵餉を特設したのであった。

明朝は西南地域の衛所の軍隊、及び他の土司の軍隊を動員して反乱平定を進めていた。⁽¹⁷⁾ 貴州総督蔡復一らの要請によれば、反乱平定のためには、兵士が八万人、毎月軍事費が一二万両必要であるという。⁽¹⁸⁾ 先行研究においてすでに指摘されているように、遼餉は明末において最も重要な財政支出となった。そして遼餉の収入に影響する要素としては、「蠲免」（徴税の免除）、「留用」（在地での使用）、「分餉」（他部への流用）の三者がある。崇禎二年（一六二九）戸部が算出した財政のデータによれば、これら三者を合わせると、全国土地税の加派の三分の一を占めることになるが、とりわけ西南地域に留まり黔餉として使われる「留用」は三項の総額の半分近くを占めていた。⁽¹⁹⁾ 遼餉・黔餉いずれも精確な収支状況を算出するのは困難である。とは言え、黔餉の支出について、歴代の戸部尚書は、年間の

軍事費の支出に言及する場合、遼餉については五〇〇万両、黔餉については一〇〇万両という数字を往々にして挙げて⁽²⁰⁾いる。黔餉は実に遼餉総額の五分の一を占めていたのであり、黔餉が遼餉の徴収ひいては明末財政に極めて大きな影響を与えたことは明白であろう。その点については、中央にあつて財政を総攬していた戸部尚書たちも痛感していた。例えば、天啓六年（二六二六）、戸部尚書李起元は以下のような現状分析を上奏している。

臣が情勢を見てきましたところ、遼東の戦況は、過去にあつては兵士がまともに防衛に努めなかつたことで破綻を来しましたが、現在にあつては兵餉が不足していることで苦境に陥っております。しかしながら、今日戦地に送っている兵餉は各省から送られてくる物資に依存しており、我が戸部が行っている兵餉の調達については、ただただ各省から送られてくる物資の多寡によって、送るべき兵餉の多寡を定め、各省から送られてくる物資の遅速によって、送るべき兵餉の遅速を定めている状態です。ましてや一つには北直隸にて徴税を免じ、二つには兵餉を四川方面に分け与え、三つには貴州・雲南に分け与えているような状況では、建州女直が平定される日はいつになるのかわからず、海内の人民の膏血も尽き果ててしまふでしよう。⁽²¹⁾

さらに、崇禎二年（一六二九）には、戸部尚書畢自嚴も以下のように厳しい言葉で黔餉こそが遼東方面の作戦に支障をもたらしている元凶だと批判している。

遼東は貴州に代わつて加派によつて徴収された兵餉を名目上受け取っているだけで、貴州が遼東の兵士が食らうべき食糧を奪っている有様ですから、貴州が遼東の戦局に支障を与えている現状は、やはりたいそう甚だしいのであります。⁽²²⁾

これらの主張からは、財政全体を統括する戸部において、円滑な遼餉の徴収・支給を実現するためには、何より黔餉への割り振りを解決することが先決だと認識されていたことが窺える。奢安の乱が明清戦争と同時期に発生し、それが約十年間にわたったことを考えれば、この反乱は明朝の危機に拍車をかける重大な事件であった。そして反乱平定のために年間約一〇〇万両の支出規模を有する黔餉の捻出は、重大な財政問題へと発展していったのである。

二三 黔餉の財源とその実態

前節で明らかにしたように、黔餉は遼餉から流用されていた。そこで、筆者は流用額の実態を把握するため、天啓三年・崇禎元年・崇禎四年に西南地域に流用された遼餉加派・雑項の内訳を算出した。それが表に示した数字である。「天啓三年」の数字は陳仁錫『皇明世法錄』卷三四「理財」に基づくが、この史料には天啓三年に戸部が実施した全国の財政状況の統計結果が記録されている。⁽²³⁾「崇禎元年」は畢自嚴『度支奏議』「召對面諭清查遼左缺餉疏」〔堂稿〕卷三、一冊・八二頁、「崇禎四年」は『度支奏議』「奏報新餉出入大數疏」〔新餉司〕卷二七、四冊・一六〇頁に拠る。両者は畢自嚴が戸部尚書在任中に調査した遼餉の徴収状況を記している。要するに、表が依拠した史料は、戸部が全国の徴税状況を整理し皇帝へ提出したものであり、戸部の立場からみれば、表の額に示した数字は遼餉の減少分、或いは中央財政収入より失われた部分と言える。後述するように、表の額面どおりに遼餉加派・雑項が西南に送られたわけではないが、ここから戸部がいかなる税目を黔餉として現地に送るべき軍事費と見なしていたかを窺うことはできる。

表 西南地域に流用された遼餉土地加派・雑項 (単位: 両)

| 項目 | 天啓三年 | 崇禎元年 | 崇禎四年 |
|--------------|-----------|---------|---------|
| 湖広土地加派 | 652,476 | 652,470 | 200,000 |
| 四川土地加派 | 121,338 | 121,330 | 0 |
| 広西土地加派 | 60,190 | 20,000 | 0 |
| 雲南土地加派 | 16,194 | 16,190 | 16,194 |
| 総計 (土地加派) | 850,198 | 809,990 | 216,194 |
| 湖広雑項 | 248,999 | 0 | 45,755 |
| 四川雑項 | 93,603 | 0 | 90,630 |
| 広西雑項 | 74,827 | 4,400 | 0 |
| 雲南雑項 | 65,087 | 0 | 63,034 |
| 総計 (雑項) | 482,516 | 4,400 | 199,419 |
| 総計 (土地加派・雑項) | 1,332,714 | 814,390 | 415,613 |

さて、天啓三年(一六三三)では、湖広・広西・雲南の遼餉加派はすべて黔餉に充てられたが、四川の遼餉加派は四川の兵餉(蜀餉)として使われた。実は明朝中央官員の一部の認識では四川の兵餉も黔餉に含まれていた⁽²⁴⁾。また雑項については、黔餉に充てられたものは広西の遼餉雑項のみであるのに対して、湖広・四川・雲南の遼餉雑項は規定どおり遼餉として使用したとされている。しかし『熹宗實錄』天啓三年十二月乙卯条に見える全国の財政に関するデータによると、四川・雲南の遼餉雑項の一五万両強は本省の軍事費(蜀餉・滇餉)として使われ、広西・湖広の遼餉雑項の三二万両は黔餉に充たされたという⁽²⁵⁾。したがって、結局のところ湖広・四川・広西・雲南における遼餉加派・雑項はいずれも天啓三年中に奢安の乱平定のための軍事費として使われたと考えられる。

崇禎元年(一六二八)五月、畢自巖が戸部尚書に就任すると、直ちに全国における遼餉徴収の状況を詳細に調査した。その結果、遼餉不足の一要因となる西南地域の軍事費に四川・湖広・雲南・広西における遼餉加派⁽²⁶⁾。さらに同年十月、四川・貴州に留められ軍事費として使われた遼餉(表)。統計によると、遼餉加派は天啓年間と比べて変わらないが、遼餉雑

項は広西の分のみが流用されたことがわかる。そして崇禎四年（一六三二）、戸部は再び遼餉の収支について統計をまとめた（表）。崇禎元年の状況と比べると、遼餉から西南地域の軍事費に流用される加派が減らされた一方、雑項は大幅に増え、○四万両から約二〇万両弱に増額されていたことが判明する。

以上のことから、天啓二年から崇禎四年まで、黔餉あるいは四川・湖広・雲南・広西の軍事費は、流用された遼餉加派・遼餉雑項によつて構成されていたことが明らかとなる。しかも、奢安の乱を平定するために、特設された黔餉の財源は以上の項目に止まらない。まずは、天啓二年戸部尚書汪应蛟により提出された湖広の南糧改折が挙げられる。南糧とは、浙江・江西・湖広等より両京（北京、南京）へ輸送される漕糧を指す⁽²⁷⁾。南糧改折は、南糧納入にあたり、現物を銀両に代えることを指し、遅くとも万曆十七年（一五八九）には南直隸・浙江が干害を受けたことに伴い、浙江で行われていた⁽²⁸⁾。そして明清戦争の拡大を受けて、万曆四十六年（一六一八）に、明朝は遼餉の不足を補充するため、南糧一年分を改折し遼東へ輸送することを決定した⁽²⁹⁾。この流用について戸部尚書汪应蛟による黔餉調達の案によれば、湖広における南糧改折の一三万両は黔餉として使用することができたようである⁽³⁰⁾。

また黔餉には両淮の塩課が含まれていた。塩課は当時、土地税に次いで国家財政収入の中で大きな割合を占めており、特に両淮の塩課は財政上の重要な項目であった⁽³¹⁾。天啓六年（一六二六）三月、戸部は淮塩の塩引六・五万両を増発し黔餉の不足分を補充することを要請している⁽³²⁾。

また売位売官による捐納も行われた。明代では、財政構造上弾力的な増税が難しかったため、自然災害や軍事行動という突発的な需要に対して、捐納が盛んに実施されていた⁽³³⁾。明末にあっても例外ではなく、天啓五年（一六二

五) 七月、奢安の乱の軍事費に充てるため、貴州・湖広・四川・雲南・広西で捐納が実施されている。⁽³⁴⁾

その他、広西折兵銀と中央で戸部が直接管理していた財源による援助も黔餉に充てられた。奢安の乱を鎮圧するため、貴州総督が西南地域で兵士を募集動員したが、広西に対して兵員の動員を免除する代わりに軍事費を醸出するように要求した。この時徴収された銀両が広西折兵銀である。⁽³⁵⁾ また天啓五年(一六二五)巡按御史傅宗龍の申請した八四万両の軍事費の支出を満たすため、熹宗も内帑から一〇万両、戸部の太倉庫から巡青銀(戸部の太倉庫より支給され草などの飼料を購入する銀)五万両を醸出せざるを得なかった。⁽³⁶⁾

以上、奢安の乱を鎮圧するために設けられた黔餉が主にいかなる項目から構成されていたのか、そしてそこにかかる財源が流用されてきたのかを分析してきた。総じて言えば黔餉の財源には、西南四省(四川・湖広・雲南・広西)における遼餉加派・雜項、そして湖広の南糧改折、塩税、捐納などから得られた収入、さらには内帑・戸部太倉庫など中央からの支援までが含まれる。このことから、黔餉は天啓二年(一六二二)に特設されて以来、主に地方財政から供給されていたが、常に調達不足の状態に陥っており、時に中央からの支援も必要であったことが判明する。

続いて黔餉の財源を構成する具体的な項目を踏まえて、その徴収の実態を検討していく。先述のように天啓元年(一六二〇)九月に奢安の乱が起きるが、翌年の十二月には黔餉が特設され、天啓五年(一六二五)に朱燮元が五省総督となり兵を率いて反乱平定に従事するようになってから、西南の情勢は好転していった。とりわけ崇禎二年(一六二九)八月、反乱を起こした首謀者の奢崇明・安邦彦が明朝官軍の討伐により戦死した後、戸部は黔餉支出の削

減について検討し始めた。⁽³⁷⁾ 本節冒頭で整理した天啓三年（一六二二）から崇禎四年（一六二九）までの西南軍事費として流用された遼餉の表によれば、黔餉が正式に設けられて以来、湖広・四川・雲南・広西における遼餉加派は一貫して遼餉として使われず西南の軍事費に充当されていた。要するに、西南の軍事費は湖広・四川・雲南・広西における遼餉加派に終始依存していた。しかも量からみれば、湖広の遼餉加派六五万両は黔餉の大部分を占めている。次に遼餉雑項の流用については、戸部の把握できた天啓三年のデータでは、年間四八万両（表の雑項総計）にも達しているが、貴州へ輸送された実績は目標とされる額を大きく下回るものであった。例えば、天啓五年（一六二五）、湖広の遼餉雑項は目標の半分にも達していなかった。⁽³⁸⁾ 実は湖広だけでなく、全国における遼餉雑項の徴収は非常に深刻な問題に直面していた。天啓六年（一六二六）の戸部の調査によると、遼餉雑項の全国からの徴収総額は一年間で一八〇万両と規定されていたが、各省はその割り当てられた額を送っていない⁽³⁹⁾。さらに崇禎四年（一六三二）に至ってもなお天啓六年・七年（一六二六・二七）の不足分を補うことは叶わなかった。ではそもそも遼餉雑項の徴収難はなぜ発生したのだろうか。根本的な原因として元々汪応蛟が策定した案が実際からかけ離れた机上の空論であったことを指摘できよう。例えば「房産税契」とは、民間で不動産を売買する際に発生した取引税である。したがって売買のない限り、その取引税が生じるはずはない。それは安定的な財源ではない⁽⁴⁰⁾。しかしながら、これこそ前述した雑項が四八万両から〇四万両へ大幅に減少していた理由と考えられる。つまりこれは戸部が徴収の現状を鑑みて、徴収可能な額面に調整したものであろう。

南糧改折については、南京戸部尚書であった（一六二〇年八月～二年六月）汪応蛟は、南糧は田土に課された正額

の税収であるが、滞納問題が存在しており、実際に送ってきた額が規定額の半分にも達していないと述べている。⁽⁴¹⁾ 一方、天啓二年（一六三二）、湖広における南糧改折が遼餉より流用され黔餉に充当されて以降、南京の官員は湖広南糧の南京財政に対する重要性を指摘し、黔餉への流用にしばしば不満を表明した。⁽⁴²⁾ そして崇禎二年（一六二九）反乱首謀者の奢崇明・安邦彦が殺された後、同年十二月より、朱燮元は南糧改折を続々と南京へ返していた。⁽⁴³⁾ とは言え、このような情況にもかかわらず、奢安の乱を平定する過程において、南糧改折が一貫して西南の軍事費として使われたことには注意してよいだろう。

続いて、前述した塩税・捐納・広西折兵銀について見ていきたい。朱燮元は崇禎元年（一六二八）、再び五省総督となり、崇禎二年（一六二九）に黔餉の徴収状況を調査している。その結果、彼は西南軍事費に重大な滞納問題があることを指摘した。戸部が提案し黔餉に充当されるはずだった淮塩塩課六五万両は三年間を経ても、なお全く貴州へ送られていなかったのである。⁽⁴⁴⁾ 崇禎三年（一六三〇）、戸部はその原因を調査し、朱燮元の申請した軍事費四二万両を満たすため、依然としてその塩税を黔餉に充当することにした。⁽⁴⁵⁾ しかしながら、同年十月になって明朝は黔餉に充当するために増加した塩税を完全に廃止している。⁽⁴⁶⁾ 換言すれば、黔餉を補充するために増額された塩税は、名目上は財政項目の一つとして存在していたが、実際には終始貴州へは届いていなかったと見なさざるを得ない。そして捐納も塩税と同様に、殆ど徴収できなかった。⁽⁴⁷⁾ 以上の両者と比べて、広西折兵銀は少なくとも六万両が貴州へ送られてきたが、原案で目標として設定されていた一五万両の半分にも達していない。⁽⁴⁸⁾

以上の分析により、黔餉の内実は大きく安定的な財源、不安定な財源に分けることができよう。安定的な財源に

は西南四省の遼餉加派、湖広の南糧改折が含まれている一方、不安定な財源には遼餉雜項、塩税、捐納などが含まれていた。ただし安定的な財源の中でも四川・雲南・広西の遼餉加派は時に在地の軍事費として使われており、また湖広を含めた四省の土地加派全体から見れば、その数字も小さいため、いずれも黔餉の基盤的財源とは言い難い。したがって実際に恃める財源は湖広より提供される年間七五万両だけであった。⁽⁴⁹⁾つまり、黔餉を調達するため、明朝は多くの方法を打ち出したが、安定的な財源として利用できる軍事費はほぼ湖広における遼餉加派、及び南糧改折に限られていた。特に湖広からの援助に期待せざるを得なかった情況は、戸部尚書そして現地の官員の発言からも窺うことができる。⁽⁵⁰⁾加えて、湖広の遼餉加派七五万両に南糧改折を加えた数字は、戸部の認識における黔餉年間百万両という支出額とも符合する。

四 戸部の黔餉に対する管理

前節では、表に抛りつつ、西南地域に流用された遼餉土地加派・雜項の内訳を整理した。この整理を通して、天啓三年（一六三三）から崇禎四年（一六三一）にかけての流用された遼餉の一端を窺うことができる。天啓三年から崇禎元年まで、黔餉として用いられた土地加派・雜項の総額は大幅に減少したが、安定的な財源である土地加派の額面はさほど変化していない。ただ崇禎元年から四年まで、黔餉総額には一層大幅な減少を来したものの、不安定な財源であった遼餉雜項の額面はかえって増えていた。

さらに崇禎元年・四年のデータを安定的な財源と不安定な財源の割合に従って、整理すると、安定的な財源の湖

広土地加派が全体にしめる割合は八〇%（六五／八二）から四八%（二〇／四二）に減ったことがわかる。つまり、戸部は黔餉総額を減少させたばかりでなく、減少した黔餉の総額の中において、徴収額の不安定な遼餉雜項が占める割合を敢えて増やしたと考えられる。さらに言えば、名目上の西南軍事費は四万余両であるが、実際は、確実に徴収を期待できるのは全体の半分弱を占める湖広土地加派の二〇万両に過ぎなかった。以上の調整方法から、戸部が安定的な財源を管轄下に回収し、不安定な財源を西南地域へ割り当てようとしたという財政配分の企図を見出すことができるだろう。

ここで注意すべき二つの事柄がある。一つは崇禎二年の戸部の指示である。崇禎二年（一六二九）閏四月には、崇禎帝が五省総督朱燮元⁽⁵¹⁾に黔餉の収支状況を調べさせていた。五月になると、朱燮元が調査結果を戸部へ報告し、その上でまだ貴州へ送られていない軍事費を可能な限り輸送するよう要請した⁽⁵²⁾。戸部がその要求に対してまだ回答しないうちに、八月には奢崇明・安邦彦が敗死する。そして十月には、戸部が、反乱の元凶が敗死したため、蜀餉・滇餉をそれぞれ四川・雲南に留めて現地の防衛費に充て、楚餉八〇万両を戸部の管轄下に収めるなど、黔餉の用途について検討を行うようになっていた⁽⁵³⁾。そのような戸部の意向に沿ったためか、翌年三月に朱燮元は、崇禎三年（一六三〇）の遼餉雜項、南糧改折、そして四川・広東から貴州に送られることになっているものうち、まだ輸送されていない銀両について、戸部へ返すという黔餉の削減案を上奏した⁽⁵⁴⁾。この間の情況の推移を見るに、崇禎二年から四年にかけて黔餉総額が大幅に減少した理由として、奢崇明・安邦彦の敗死によって戸部が黔餉の削減を主導した可能性を等閑視できないだろう。

もう一つは、崇禎元年から四年（一六二八～三一）まで、不安定な遼餉雜項が占める割合を、戸部が大きく調整した背景である。表に示した崇禎元年（一六二八）のデータによると、湖広・四川・雲南の雜項は全く徴収できず、広西の〇四万両しか徴収できていない。しかも崇禎四年における黔餉の徴収計画では、戸部は徴収の可能性がある広西の〇四万両を回収し、徴収状況が非常に悪い湖広・四川・雲南の雜項を五省総督朱燮元へ分配した。恐らく戸部の考えでは、その三省の雜項は徴収できる見込みのないものであった。むしろそれゆえに、これらの雜項は現状において戸部が期待できる収入へ何ら影響をもたらさないと判断され、地方の軍事費としていくら与えてもかまわないと見なされたのだろう。先に第三節で述べた、戸部が全く貴州へ送られていなかった塩税をもって、朱燮元の申請した軍事費を満たしたことも同様な理由に拠ると考えられる。

なお朱燮元が崇禎八年三月に提出した上奏文から、崇禎三年から八年（一六三〇～三五）までの黔餉の予算請求の一端を知ることができる。そこには以下のようにある。

黔餉につきましては、崇禎三年に至り、兵餉四十二万余両を申請しました。その結果、湖広から二十二万余両が現地到着し、広西折兵の銀兩、兩淮の塩税として徴収された銀兩、そして湖広・四川方面から共同で送られてきた七万九千六百余両が到着しました。崇禎四年には、二十七万七千七百余両を申請しましたが、到着したのは二十二万六百余両でしたが、そのうち三万四千余両は戦局を助けるため雲南省に送りました。崇禎五年には、二十七万七千七百余両を申請しましたが、そのうち十四万六千七百余両は、皇帝陛下の御裁可を得た上でただちに雲南省に送ることになりましたので、貴州に留めるべき兵餉の額面は十三万九千六百余両であり、十万

八千余両が到着しました。崇禎六年から八年にかけては、各地の兵員を削減し、ただ二万一千名を残すのみとなりましたので、臣は毎年兵餉七万六千余両の發給を申請しましたが、戸部はこの件について三年を経たならば發給を停止するよう覆奏を行いました。臣はここに上奏しはつきりと申し述べます、崇禎八年より以後は決してふたたび兵餉を申請することはいけません。⁽⁵⁵⁾

朱燮元が請求した黔餉の額は崇禎三年（一六三〇）から五年にかけて四二万両より二七万両へ大幅に減額していた。また、崇禎六年から八年までの間に、現地の戦力は二万人に縮小されたという。もともと貴州には変事に対応できるだけの十分な兵員・食糧が備えられていなかったことを考えれば、⁽⁵⁶⁾奢崇明・安邦彦が敗死した後も、殘党の平定を続けねばならない状況下にあつて、貴州に対する外部からの兵餉供給は依然として必要だったはずである。では、なぜ戸部は黔餉の支給を崇禎八年で打ち切ったのか。実は崇禎七年（一六三四）十一月、安位が病死し、後継者争いが勃発した。朱燮元はこの機会を利用し土司の領域を細分化し、有力土司の出現を抑えるように提言し、中央はこの提言を裁可している。⁽⁵⁷⁾なお、その意図するところは定かではないが、当時明朝中央は当地を郡県化する構想を有していたようである。ただし、朱燮元はそれに反対している。恐らく現地で得た現実的な認識に立った上での判断だったのだろう。⁽⁵⁸⁾さて、以上の時系列に沿って推測すれば、崇禎八年以降の黔餉を完全に廃止するという戸部の決定は、水西宣慰使安位の死をうけた判断によると考えられる。つまり西南の情勢好転につれて、戸部は中央財政に影響を及ぼした西南軍事費を次第に縮小していったのである。

ここでもう一つの事実に注意したい。それは、総督朱燮元が、黔餉を調達するために、毎回戸部にその支給を要

請していたことである。そして安位の死と時を同じくして、朱燮元は黔餉の支給を望めなくなった。この時に戸部が示した態度は、数年前の戸部による黔餉の管理状況と著しい対照をなす。戸部尚書畢自巖は崇禎四年（一六三二）四月に黔餉に対して以下のように不満を述べたのである。

遼餉から流用して貴州に兵餉を送るようになってから、我が戸部ではむなしく帳簿を手許に置いているに過ぎません。支給額の多寡や徴収の既済・未済については、全て貴州・湖広の巡撫や道臣の管理に委ねております。去年、貴州に送る兵餉を割いて遼東に発給するよう議論しましたので、臣がはじめ帳簿を調べ試算しましたところ、そこで七十四万両が六十五万二千四百両ほどに改められたことを把握しました。⁽⁵⁹⁾

要するに、貴州に供給する軍事費に関しては、かつて戸部は帳簿を管理しているのみで、支給額の調節はすべて現地の巡撫・道臣の手中にあったという。恐らくこれは、反乱は速やかに平定されると見込み、戸部が便宜的に採った手段だったのだろう。しかしながら、先に見た崇禎三年から八年までの黔餉の予算請求のやりとりから浮かび上がってくるのは、奢崇明・安邦彦の敗死による西南の情勢好転につれて、畢自巖がいう右の管理状況から、地方の軍政・行政権力を握っている総督が戸部に請求し、それが裁可された上で、はじめて黔餉を利用できる状況への変化であった。さらにこの間において、戸部の側が予算配分の決定を終始主導していたことも、筆者の推測を裏付けるものである。以上の分析を通じて、戸部は崇禎二年（一六二八）の奢崇明・安邦彦の敗死、三年の安位の降伏という時点で、黔餉の管理を強化することを企図し始め、実際にそれを断行したと結論づけることができるだろう。このことは、現地が必要とした軍事費の融通が、戸部の判断によって調整されたことを物語る。

おわりに

以上、本稿では一六二〇年代に中国西南地区で起きた土司反乱である奢安の乱を平定するため、特設された黔餉支給の実態を検討してきた。その分析から以下のことが把握できた。

黔餉は貴州の別称を冠した軍事費であるが、当地が貧窮地域であったため、貴州省周辺の地域からの財政支援が必要であった。その財源は主として遼餉より流用されたものであり、さらにその財源は安定的な部分と不安定な部分に分けることができる。そして黔餉に対しては、終始戸部の判断で予算配分が決定できた。このような事実は、戸部は西南の反乱を一日も早く平定するため、支給額の多寡などを調節する権限を一時現地官員の手に委ね放任していたが、平定の兆しが見えさえすれば予算配分の決定権を随時に取り戻すことができたことを示唆している。ここからすれば、實際奢安の乱における黔餉の徴収や分配には、終始中央の承認が必要であったと考えてよい。以上を踏まえ、明末財政の実態を把握する上で必要な検討について、今後の展望を述べたい。

以前に筆者は拙稿で明代嘉靖年間（一五二二～一五六六）より、軍事支出にうまく対応できるように、戸部清吏司の財政管理が専門化・細分化した傾向を指摘した。⁽⁶⁰⁾その傾向は恐らく明末財政管理強化の基盤となったであろう。実は、財政管理強化の方針は黔餉の管理にのみ見出せる現象ではない。遼餉管理の場合、戸部は財源を安定化させるため、考成法によって地方官員の徴税を監督し、さらに遼餉の支出をも一定にさせることを企図し、北方辺鎮へ戸部の管糧官を多数派遣した。黔餉に対する管理の情況と併せて評価すれば、戸部は東北・西南両面において財源

管理の権限を維持し続けていたと見なせる。⁽⁶⁾

しかしながら、右に述べたように、明末戸部による財政管理強化を支えたと考えられる考成法に関する研究はまだ張居正時代に限られており、天啓・崇禎期の考成法については不明瞭な点が多い。それゆえ、明末財政管理の特質を総体的に理解するうえで、考成法の実施、北方辺鎮へ派遣される戸部管糧官の活動に関する分析の深化が必要となる。それに関する詳細な検討は今後の課題としたい。

註

(1) 本稿でいう明末とは、万曆十一年（一五八三）清の太祖ヌルハチの拳兵によって東北統一が始まってから、崇禎十七年（一六四四）李自成による北京陥落によって明朝が滅亡するまでを指す。

(2) 郭松義「明末三餉加派」（『明史研究論叢』第二輯、一九八三年）による。

(3) 兵餉の説明については、寺田隆信『山西商人の研究』（東洋史研究会、一九七二年）、頼建誠『辺鎮糧餉——明代中後期的辺防経費与国家財政危機 一五三一—一六〇二』（浙江大学出版社、二〇一〇年）、拙稿「明末の財政管理について——戸部清吏司の職掌を中心として」（『集刊東洋学』一一四、二〇一六年）を参照のこと。

(4) 明末に戸部尚書に就任した人物の奏疏集には遼餉に関する記載を多数見出すことができる。例えば、汪応蛟『計部奏疏』四卷（北京図書館蔵明刻本、『續修四庫全書』第四八〇冊所収、一九九五年）、李起元『計部奏疏』十卷（明刻本、『中国文献珍本叢書』所収、全国図書館文献縮微複製中心、二〇〇七年）、畢自嚴『度支奏議』一一九卷（上海古籍出版社、一九九五年、北京図書館蔵明刻本）がある。また遼餉に関する先行研究としては、朱慶永「明末遼餉問題」（一）・（二）（『政治経済学報』四一・二、一九三五年・三六年）、清水泰次「中国近世社会経済史」（西野書店、一九五〇年）、楊永漢『論晚明遼餉收支』（天工書局、一九九八年）、林美玲『晚明遼餉研究』（福建人民出版社、二〇〇七年）がある。

- (5) 遼餉雜項については、前掲註(4)朱慶永論文「明末遼餉問題(一)」、楊氏著書、林氏著書で、それぞれの項目について詳らかに説明されているが、楊氏著書、林氏著書では第三項の「平糶(倉穀)」を「平糶(倉穀)」と誤記している。
- (6) 奢安の乱に関する論文には、浅井紀「明末における奢安の乱と白蓮教」(『史学』四七—三、一九七六年)、道上峰史「明末奢安の乱再考」(川越泰博編『様々なる変乱の中国史』汲古書院、二〇一六年)、東人達「明末奢安事件の起因と作用」(『貴州民族研究』二〇〇五年第六期)、付春・于曉燕「奢安之乱」(『貴州民族研究』二〇〇八年第一期)がある。なお温春来『從「異域」到「旧疆」——宋至清貴州西北部地区的制度、開發与認同』(生活・読書・新知三聯書店、二〇〇八年)一五六—一六四頁、John E. Herman, *Amid the Clouds and Mist: China's Colonization of Guizhou, 1200-1700* (Cambridge (Massachusetts) and London: The Harvard University Asia Center, Distributed by Harvard University Press, 2007) 171—188頁でも、奢安の乱の経緯が詳しく述べられている。本稿では右記研究の他、『熹宗實錄』、『崇禎長編』、『國權』、『明史紀事本末』卷六九「平奢安」をも参照し、反乱の概略を示した。なお、反乱平定の当事者である朱燮元は奢安の乱に関する上奏文を多数遺している。それらは朱燮元「少師朱襄毅公督蜀疏草」十二卷、『朱少師奏疏鈔』八卷(いずれも中国科学院図書館藏清刻本、『四庫全書存目叢書』史部第六五冊所収、齊魯書社、一九九六年)、『朱司馬督蜀黔疏草』二卷(陳子龍編『皇明經世文編』所収、国立中央図書館藏明刊本、国聯図書、一九六四年)に収録されているが、特に黔餉について『朱少師奏疏鈔』が収める上奏文が豊富な情報を伝えている。
- (7) 安邦彦は水西宣慰使安位の叔父であり、安位の母の奢社輝は永寧宣撫使奢崇明の妹である。安位がまだ幼少であったので、水西の実権は安邦彦が握っていた。
- (8) 貴陽城の包圍について、前掲註(6) John E. Herman 著書の一八一—一八六頁に詳しい。
- (9) 明軍の軍事行動における連携の問題については、前掲註(6) 道上論文が詳しい。
- (10) 『國權』卷八五、天啓二年六月辛巳条に収められた烏撒衛指揮管良相の言に拠る。
- (11) 『熹宗實錄』卷一八、天啓二年正月己未条、九三二頁。
- (12) 『熹宗實錄』卷二一、天啓二年四月丁丑条、一〇五五頁。
- (13) 『熹宗實錄』卷二三、天啓二年六月壬辰条、一一六〇

頁。

(14) 『國權』卷八五、天啓二年十一月乙未条。

(15) 汪應蛟『計部奏疏』「題爲黔滇數省交集西南半壁可憂疏」(卷四、六〇四頁)には、「自去冬至今、蜀、黔二省發過帑金共一百一十餘萬、動過遼餉共九十餘萬。儻明年需餉如舊、或當增益、恐內帑無不涸之源、遼餉更非久假之用。天不雨金、地不湧粟、此百萬金錢將何以設處。……更乞皇上亟敕九卿・科道諸臣、從長會議、另設黔餉一項、或內帑需發若干、或各衙門動借若干、或別款搜羅若干、數必百五十萬以外、如先年征播州故事、而遼餉不參涉焉。……天啓二年十月十七日奉聖旨、黔滇需餉甚急、內帑匱乏難繼、且解運遲緩、還速行附近鄰省措處、兪給接濟、兵興未已、其專設黔餉事宜、便會同九卿科道、從長集議具奏、欽此。」とある。播州故事とは、万曆三大征の一つ、播州の役を指す。各種史料を瞥見したところ、播州の役の兵餉については、天啓・崇禎時代の官員は一般的に三〇〇万両が費やされたと認識していたようである。播州の役における軍事費については、劉立平「明代『播州之役』軍費考」(『中国辺疆史地研究』二〇一二年第三期)が詳しい。なお、文集に収められた上奏文を引用する際、主に以下のように表記する。

『』内は書名であり、「」内は上奏文のタイトルである。

明末地方軍費管理の一考察 時堅

(一) 内には、卷数、出版冊番号・頁数を明記する。□は判読不能のもの、……は省略したものである。

(16) 汪應蛟『計部奏疏』「題爲黔滇數省交集西南半壁可憂疏」(卷四、六〇七頁)には、「查得湖廣一省原派遼餉七十四萬二千四百七十六兩。……總四省計之不過一百三十萬八千一百八十餘兩、此外再無可措處、不得不仰望於皇上矣。年來東西交訌、徽荷聖明、捐小寶以固大寶。帑金之發不可爲不多、而干戈尙未底寧、則興發不能顧惜、臣等仰體□心、不敢如山海百萬之請、第願速發五十萬金、先爲數省接濟、庶涸轍可以遽蘇、而天威可以早震。此外仍少二十萬兩、則於南京戶・兵二部各借動十萬、以共足二百萬之數。……天啓二年十二月初二奉聖旨、這兵餉既會議妥當、俱依議行。內帑請發已多、念地方危及、姑准發三十萬兩、以後不得瀆奏、欽此。」とある。

(17) 『明史紀事本末』卷六九「平奢安」。

(18) 李起元『計部奏疏』「黔兵復敗黔事可虞疏」(卷七「貴州司」、一三三三頁)には、「諸臣每以二百萬爲請、又云用兵八萬、月餉非十二萬不可、黔之爲額、槩可見矣。」とある。

(19) 前掲註(4)林美玲著書一〇三頁を参照。

(20) 李起元『計部奏疏』「遼旨會議疏」(卷一「堂稿」、四三

頁)には、「蓋臣部每歲惟此加派雜項五百萬人、舍此更無別項、即此五百萬中雜項有名無實加派、且有數十萬未能完全實入、僅得四百餘萬。以四百餘萬之人、欲應遼・黔一千萬之出。」とある。また畢自嚴『度支奏議』「奉旨清查邊餉增減緣繇疏」(「堂稿」卷三、一冊・九四頁)には、「今日遼餉之五百餘萬、黔餉之百餘萬、已括盡海內之藏」とある。

(21) 李起元『計部奏疏』「簡汰官兵疏」(卷四「新餉司」、七四一頁)には、「該臣看得、遼事在昔、壞於兵之不守。遼事在今、苦於餉之不足。顧今日之所爲餉盡屬外解、而臣部之所爲發餉、一視外解之盈絀以爲盈絀、視外解之遲早以爲遲早。況一鑷於畿輔、再分於川蜀、三分於黔滇、而奴酋之蕩平無日、海內之膏血已竭矣。」とある。

(22) 畢自嚴『度支奏議』「諸救粵西照數起解遼餉疏」(「新餉司」卷三、二冊・三六八頁)には、「遼代黔受加派之名、黔奪遼口中之食、黔之累遼亦已甚矣。」とある。

(23) 当該史料では「雲南加派新餉」の項目に、「抽扣工食」が二度も記されており、いずれも一〇一七万両であり、記述の重複が疑われる。そのため表の六・五〇八七万両は当該史料に見える数字の総和から重複一〇一七万両を引いた数とした。

(24) 『熹宗實錄』卷三六、天啓三年七月辛卯条には、「湖廣

七十一萬九千兩、廣西六萬兩、四川一十二萬兩、雲南一萬六千兩俱留作黔餉用矣。」とある。

(25) 『熹宗實錄』卷四二、天啓三年十二月乙卯条。

(26) 畢自嚴『度支奏議』「遼餉不敷濟急無奇疏」(「堂稿」卷一、一冊・十八頁)には、「夫正項雜項新餉皆爲遼左設也。今黔餉實至百萬、島餉又費七八十萬、以額設於遼左者、而瓜分至此、則遼餉之不敷宜矣。」とある。島餉とは朝鮮半島附近の皮島に駐屯していた総兵毛文龍への軍需である。

(27) 南糧については、李洵『明史食貨志校注』(中華書局、一九八二年)一一二頁、和田清編『明史食貨志訳注』(汲古書院、一九九六年)上卷三二二頁、斯波義信編『中国社会經濟史用語解』(財団法人東洋文庫、二〇〇二年)「南糧」に簡潔な説明が為されている。

(28) 『神宗實錄』卷二二二、萬曆十七年六月乙巳条。

(29) 『神宗實錄』卷五七五、萬曆四十六年十月壬申条。

(30) 『皇明世法錄』卷三四では天啓三年の南糧改折が黔餉に充当されていたことには言及していないが、『熹宗實錄』卷三一、天啓三年二月己丑条から、天啓二年・三年分の湖広における南糧改折が貴州へ輸送されたことを確認できる。

(31) 畢自嚴『度支奏議』「題覆長蘆鹽院噓思恂條陳鹽法疏」(「山東司」卷一、五冊・五九〇頁)には、「國家財用自稅糧

正賦之外、惟鹽筴是賴。」とある。そして『度支奏議』「題覆御史張養條陳兩淮鹽法疏」(「山東司」卷一、五冊・五六四頁)には、「國家財賦半居鹽筴、而兩淮又居鹽筴之半。」とある。

(32) 李起元『計部奏疏』「合兵有機籌餉無策疏」(卷二、山東司「四三七頁)には、「請增准鹽五萬引、行于黔省、每引計納引價銀五錢、餘鹽銀八錢、共銀六萬五千兩、總于運司、交納解赴沅撫充餉。……奉聖旨、是、欽此。」とある。

(33) 明代の捐納制度については、王海妍『明代捐納研究』——以文捐為考察對象』(二〇〇九年南開大学へ提出した博士論文)、伍躍『中国の捐納制度と社会』序章と第一章「明代の例監と納貢」(京都大学学術出版会、二〇一一年)を参照。

(34) 李起元『計部奏疏』「黔瘠異常窮山坐困疏」(卷一〇「山西司」、二〇二三頁)には、「今止許該督節制所及自全黔外、如湖北・湖南・川東・川南・雲南・廣西附近等處、准照例撥納、而節制所不及者不與焉。」とある。

(35) 畢自嚴『度支奏議』「詰救粵西照數起解遼餉疏」(「新餉司」卷三、三六八頁)には、「查得貴州總督先經條議會勦廣西免助兵、止助餉十五萬。……乃貴州總督查照舊例不助兵而助餉、索餉十五萬於粵西。」とある。

(36) 李起元『計部奏疏』「罪師小控自盡疏」(卷七「貴州

司」、一四三五頁)には、「然臣部於天啓五年黔餉、除題發楚省七十五萬餘兩之外、又內帑十萬兩、臣部太倉五萬兩、而兵部及應天之數不與焉。與按臣傅宗龍疏每歲八十四萬便足黔用。」とある。その「太倉五萬兩」は青銀を指すことを畢自嚴の奏疏で確認できる。畢自嚴『度支奏議』「覆御史黃仲暉補還青銀僉報流商疏」(「廣西司」卷一、六冊・五七〇頁)には、「前任本部尙書李宗延任內、天啓四年四月內、因黔餉缺乏、借巡青銀五萬兩。」とある。巡青銀については連啓元『明代的巡青御史』(『明史研究專刊』第一五期、二〇〇六年)を参照。一〇万兩の内帑は『熹宗實錄』卷三九、天啓四年三月辛酉条を参照。

(37) 畢自嚴『度支奏議』「黔事遵旨會議諺效一得疏」(「堂稿」卷一一、二冊・四九六頁)には、「奢安犯順、渠魁既已授首、當乘此時綏懷以德、即戍兵未可盡撤、或留蜀・滇二餉以爲該省之防、楚餉近八十萬宜歸戶部、以救燃眉。……但臣以膚識爲折衷、惟今歲量移一半、明歲盡數北輸之說、似爲得中。蓋腹心之危、畢竟重於肢體。」とある。

(38) 李起元『計部奏疏』「鄖民重困通餉難完疏」(卷七「貴州司」、一三五七頁)には、「今據餉臣謂雜項銀二十四萬八千兩、實數止二十一萬五千二百餘兩、則虧額一十三萬有奇。」とある。

(39) 李起元『計部奏疏』「欽奉明旨疏」(卷五)「新餉司」九八五頁)には、「雜項一款、雖該銀一百八十萬兩、各省直派而不認、認而不解、難作入數。」とある。

(40) 畢自嚴『度支奏議』「題鑄六七兩年未完京邊雜項錢糧疏」(「堂稿」卷一七、二冊・一〇七頁)による。また朱慶永論文、楊永漢著書も遼餉雜項徵収の弊害について検討している。

(41) 汪應蛟『計部奏疏』「南糧通負太多法紀陵夷當振疏」(卷一、五三八頁)には、「竊查南糧積逋之數……此皆田糧正賦、並非額外加徵、何有司怠緩……遼事孔棘、戶部題議改折二年、共該銀五十八萬餘兩、今解到僅十分之四、未解者尙有十分之六。」とある。

(42) 一例を取り上げよう。畢自嚴『石隱園藏稿』「請還楚賦疏」(卷五、『四庫全書』所収)には、「先是戶部全折萬曆四十六・八兩年南糧、以充遼餉、維時臣部署部事尙書黃克績誦言其不可。部覆未允、猶曰兩年之後暫借卽還。乃若全折楚省南糧二十六萬、以充黔餉、自天啓元年始、年復一年、竟無程限、俾二百餘年之正供、一朝遂成烏有。而臣部毫不與聞、此亦事之大可異者也。查臣部南糧上倉正米、每歲額派僅五十八萬九千八百有奇、而楚省額解二十六萬、計居南糧十分之四、是南糧額派之最多未有踰於楚省者也。乃四十

六・八兩年既經改折助遼餉矣。天啓元年以後、又復改折以充黔餉。然則臣部將何所賴藉、以果四十八衛官軍之腹哉。」とある。他にも南京戶部左侍郎倪思蕙・南京巡倉御史蔣守藩などの上奏が例として挙げられる。李起元『計部奏疏』「楚賦盡改黔餉疏」(卷七、一四四頁)、「熹宗實錄」卷七三、天啓六年閏六月甲寅条、「熹宗實錄」卷八二、天啓七年三月壬午条、「熹宗實錄」卷八六、天啓七年七月丁亥条。

(43) 畢自嚴『度支奏議』「黔事遵旨會議謬效一得疏」(「堂稿」卷一一、一冊・四九六頁)には、「案查崇禎二年十二月初八日、戶科抄出貴州總督尙書朱燮元題爲七年南糧半解還南等事。十二月初七日、奉聖旨、戶部知道、欽此。」とあり、朱燮元『朱少師奏疏鈔』「仰慕聖明酌撥新餉以資守禦事」(卷六、五七六頁)には、「查得楚省年額除南折前撥一半解還南庾、計協黔正・雜併撥存南折七十一萬有零、臣願於崇禎三年新餉內將撥存南折九萬三千兩零盡撥還南。」とある。

(44) 朱燮元『朱少師奏疏鈔』「餉缺軍機支持無策仰懇救部議處早求實濟事」(卷六、五六五頁)には、「先任督臣閔夢得題准淮鹽增銀六萬五千兩、經今三年亦未起解。」とある。

(45) 畢自嚴『度支奏議』「題遵奉聖諭議修鹽政疏」(「堂稿」卷一五、六五五頁)には、「隨查黔中原無官鹽、議行淮鹽五

萬引、歲可得銀六萬五千兩、以充黔餉。頃聞黔鹽不能盡至本地、多有越賣楚地者、楚鹽安能無壅、合行鹽臣備查。黔鹽如於楚鹽無碍、則存充黔餉。今督臣朱燮元請撥四十二萬、臣部以鹽課撥入于內、如其作奸越賣不至黔省、則懲而革之、臣部另行撥補、此其當議者二。」とある。

(46) 畢自嚴『度支奏議』「題覆川貴總督分撥解黔餉疏」〔「新餉司」卷一四、三冊・一八八頁〕には、「該前任尙書李起元遂議准鹽五萬引於黔省、歲徵課銀六萬五千以充黔餉、不意議久未行。至崇禎二年始得擊運而水商之奸者、潛鬻於楚、於是楚中屯鹽道蔣如奇有半鬻楚、半鬻黔之議……奉……至淮引行黔、已經停止、如何又說。」とある。

(47) 朱燮元『朱少師奏疏鈔』「餉缺軍機支持無策仰懇救部議處早秋實濟事」(卷六、五六五頁)には、「至事例一項、原無定額、近已漸縮、臣逐款細核、大率烏有。」とある。

(48) 朱燮元『朱少師奏疏鈔』「餉缺軍機支持無策仰懇救部議處早秋實濟事」(卷六、五六五頁)には、「又粵中折兵銀每年五萬、元年解過六萬二百兩、餘全未解。」とある。

(49) 李起元『計部奏疏』「黔局愈久愈難疏」(卷七「貴州司」、一四二九頁)には、「至黔局愈久愈難一疏、其拯黔事之艱、憂黔餉之乏、深維高目、備極嘔心。蓋黔餉所藉、唯楚加派七十五萬。」とある。年間七十五萬兩は『熹宗實錄』卷

七〇天啓六年四月丙戌條、卷七三天啓六年閏六月己卯條、卷七五天啓六年八月甲子條からも確認できる。

(50) 李起元『計部奏疏』「黔疆平蕩無期疏」(卷七「貴州司」、一三八九頁)には、「該臣看得、黔自安酋煽禍以來、無一不取給於楚。」とあり、「國權」卷八六、天啓四年二月丙午条には、「巡按貴州御史侯洵言……黔中兵餉、一一仰給予楚。」とある。

(51) 畢自嚴『度支奏議』「題覆御史鄧啓隆鄭宗周張應辰會議疏」〔「堂稿」卷五、一冊・二〇八頁〕には、「謂黔事結局無期、宜罷兵以省餉。……奉聖旨……黔餉俟朱燮元條奏定奪。」とある。

(52) 朱燮元『朱少師奏疏鈔』「餉缺軍機支持無策仰懇救部議處早秋實濟事」(卷六、五六五頁)には、「伏乞皇上垂念危疆、救部速行酌處、嚴限責成、早求實解、危疆幸甚、臣愚幸甚。」とある。

(53) 前掲註(37)を参照。

(54) 朱燮元『朱少師奏疏鈔』「慕聖明酌撥新餉以資守禦事」(卷六、五七六頁)には、「伏乞皇上軫念黔疆、速救戶部、將崇禎三年楚省加派、除去荆、岳二府外、止於武、榔十五府州照額早賜撥發、催解接濟、保固危疆、其天啓四、五兩年楚省逋欠、及崇禎三年雜項、南折并蜀、粵各年派黔未

解銀兩、盡還戶部。餉南者歸南、協奏者歸奏、裁損者濟邊、請鑄者豁免。總聽戶部處分、非臣所敢預議者也。」とある。

(55) 朱燮元『朱少師奏疏鈔』「按臣無端誣摘謹遵旨回奏伏乞聖明立賜褫黜仍差官查勘以明心迹事」(卷七、六二頁)には、「至於黔餉……迨三年請餉四十二萬二千六百餘兩。楚省

解到二十二萬二千二百餘兩、廣西折兵・淮鹽・楚蜀協濟等餉共解到銀七萬九千六百餘兩。四年請餉二十七萬七千七百餘兩、解到二十二萬六百餘兩、內以三萬四千餘兩分助滇省。

五年請餉二十七萬七千七百餘兩、內以十四萬六千七百餘兩奉旨徑解滇省、在黔止留額十三萬零九百餘兩、解到十萬八千餘兩。其六年至八年、各兵汰減、止留二萬一千名、每歲請餉七萬六千餘兩、部覆三年而止。臣疏敘明、自八年後原不敢復請。」とある。

(56) 前掲註(10)に引く史料を参照のこと。

(57) 『明史紀事本末』卷六九「平奢安」、朱燮元『朱少師奏疏鈔』「勘明水西各土遵照明旨分土授官以安地方事」(卷八、六二六頁)を参照。なお『明史紀事本末』では安位の死を崇禎十年と記録しているが、本文では反乱平定の当事者である朱燮元の上奏文の記載を採用する。

(58) 朱燮元が有していた安位死後の貴州における統治方針が、前注に示した上奏文の他、『朱少師奏疏鈔』「水西夷漢

各目投誠獻土謹酌近日情形條例措置事宜恭請聖裁事」(卷七、六二四頁)にも詳しい記載がある。なお、前注の『明史紀事本末』及び『明史』卷二四九「朱燮元伝」などに明朝中央の構想を窺うことができるが、その詳細は不明である。

(59) 畢自嚴『度支奏議』「覆楚省餉額免派并抵補緣疏」(新餉司卷一九、三冊・四六四頁)には、「自遼餉割以餉黔、而臣部虛存其籍。盈縮完欠、皆黔楚院道爲政。客歲議割餉遼、臣始按籍打算、乃知七十四萬之改爲六十五萬二千四百零也。」とある。

(60) 前掲註(3)の拙稿を参照のこと。

(61) 考成法とは、徵稅や業績による官僚人事評価の制度である。明代考成法の運用については、岩井茂樹「明末の集權と「治法」主義——考成法のゆくえ」(『明清時代の法と社会』編集委員会編『和田博徳教授古稀記念 明清時代の法と社会』汲古書院、一九九三年)、谷井陽子「明朝官僚の徵稅責任——考成法の再検討」(京都大学『史林』八五—三、二〇〇二年)が詳しい。戸部管糧官の派遣については、例えば『熹宗實錄』卷一二天啓元年七月庚戌条「差戸部陝西司主事丁魁楚天津管糧」、また卷一四天啓元年九月癸亥条「差戸部山西司郎中霍允猷管蘄州糧儲」などとして記

録されている。明朝の戸部管糧官に関する研究としては、
范伝南・趙毅「明代管糧郎中建置沿革浅論」(『東嶽論叢』
二〇一二年第一期)、王尊旺「明代九辺管糧郎中述論」(『福
建師範大学学报(哲学社会科学版)』二〇一四年第二期)が
ある。

【付記】本稿は日本学術振興会特別研究員奨励費(課題番号
15103347)による研究成果の一部である。

(東北大学大学院文学研究科 博士課程後期)

THE TOYO GAKUHO

Vol. 100, No. 4 - March 2019

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT
OF THE TOYO BUNKO)

A Study on the Management of Local Military Expenditure of
the Late Ming Dynasty: Focusing on *Qianxiang* during the She-An Rebellion

SHI Jian

It was the Ming Dynasty's military expense for the defense against the Qing Dynasty in Northeast China, called *liaoxiang* 遼餉, that largely determined the fiscal policy of the late Ming Dynasty, for any shortages that occurred in the *liaoxiang* budget would have tremendous influence on the Ming governance. In reality, not all *liaoxiang* was spent on the northeast front, as a portion of it was appropriated for as long as ten years to quell rebellions occurring in the southwest, which must have had a significant impact on what could be spent on the war against the Qing Dynasty.

The present article takes up the topic of *qianxiang* 黔餉, the military expense appropriated from *liaoxiang* for quelling the She-An 奢安 Rebellion raised by *tusis* 土司 of Sichuan and Guizhou, in an attempt to explain its character and better understand in what manner the Ming government determined regional priority in military expenditure, in the midst of growing dysfunctionality in fiscal management. Since such decision-making seems to have been a unique feature of late Ming fiscal affairs, the author offers an analysis of the circumstances surrounding *qianxiang*, i.e. its collection process and size, its management by the Ministry of Revenue (Hubu 戶部), etc., offering a clue to the way in which fiscal affairs were handled during the late Ming period.

The author begins with an overview of various types of the military expenses which appear in late Ming historical sources, in order to ascertain the scope of *qianxiang*. Next, after introducing the background to the She-An Rebellion, he offers an analysis of circumstances surrounding the establish-

ment of *qianxiang* and the levies which funded it. By grasping the nature of how *qianxiang* was funded, the author identifies two categories among its fiscal sources, i.e. the stable and unstable sources. The author finally turns to the manner in which the Ministry of Revenue, as a central government agency, attempted to manage those sources, concluding that the collection of levies for funding *qianxiang* and its appropriation during the She-An Rebellion would have had to have full approval of the central government through all phases from beginning to end.

Soup Kitchens in Beijing during the Late Qing Period

MURATA Ryohei

This article examines the background to the government's operation of soup kitchens (*zhouchang* 粥廠) in Beijing in the late 19th century. During that time, especially in Beijing, soup kitchens deemed important in providing famine relief.

It has already been pointed out in the research to date that soup kitchens in Beijing were frequently operated from the beginning of the 19th century in response to such urban problems as transients and wealth discrepancies between the rich and the poor. What seems to be lacking, however, is ascertaining the government's overall logic regarding famine relief efforts and analysis of individual cases based on long-term trends. That is why the present article focuses on the case of soup kitchens temporarily operated during the 9th year of the Guangxu 光緒 Era (1883), based on documents written by Zhou Jiamei 周家楣, then governor of Shuntian 順天 Prefecture, to examine the process of the project.

Soup kitchens in Beijing during that time can be divided into three types: government-operated regular and provisional facilities, and private sector kitchens. Provisional kitchens would be set up near the gates of Beijing and in its suburbs. Then from the Tongzhi 同治 Era (1862–74) on, opening provisional kitchens became more and more frequent, with kitchens operating in both locations during the same year.

In 1883, Shuntian Prefecture did not follow the locational formula for